

令和2年度 入学料免除・徴収猶予申請の注意事項

(総合文化研究科・数理科学研究科入学者用)

1. 申請手続 (教養学部前期課程新入学者は、「入学手続要領」に記載の日程・方法による。)

【申請期間】

※窓口休止日：2/21(金)・2/25(火)・2/26(水)・3/26(木)・3/27(金)、土・日・祝日
(注：郵送不可)

大学院入学者

《総合文化研究科》令和2年3月9日(月)～3月10日(火) } 各研究科所定の
《数理科学研究科》令和2年3月9日(月)～3月11日(水) } 入学手続期間

【申請場所】教養学部等学生支援課奨学資金チーム TEL：03-5454-6075・6076
(アドミニストレーション棟1階7番窓口 9:00～12:30・13:30～16:50)

- (1) 本人が学生支援課奨学資金係窓口に入學許可通知書を持参の上、入学手続の前に申請してください。
- (2) 申請者には「申請受理票【研究科等用】」を発行しますので、各研究科入学手続時に受付場所(下記参照)に提出してください。

◇ 総合文化研究科：総合文化大学院チーム ◇ 数理科学研究科：数理科学教務チーム

- (3) 入学料免除及び入学料徴収猶予と併せて、授業料免除及び授業料徴収猶予を申請する場合は、原則入学手続期間に申請してください。ただし、授業料免除及び授業料徴収猶予のみを申請する場合は、4月10日(金)まで受付をします。
- (4) 申請期間を過ぎた場合、いかなる理由があろうと入学料免除・徴収猶予の申請は、受理できません。
余裕を持って準備の上、早めに申請してください。
※ やむを得ず申請期間に用意できない書類がある場合は、事前に窓口へ相談してください。

2. 所得に関する注意

- (1) 対象となる経済的理由とは、父母又はこれに代わって家計を支える方の収入又は所得が少ないということです。次ページ以降の家計基準に関する説明等も参照してください。
※ 住宅ローンや自宅外通学が家計の負担になるということだけでは、経済的理由に該当しません。
- (2) 大学院学生が独立生計者として申請する場合は、「独立家計調書(別紙様式2)」裏面の独立認定条件を十分確認し、必要書類を添付の上、申請してください。
※ 学部学生は、独立生計者とは認められません。

3. 留学生の提出書類

日本国内に在留する家族(配偶者・親・子)以外の書類は必要ありません。
なお、家族と同居している場合でも「独立家計調書(別紙様式2)」は、必ず提出してください。

4. 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、7月下旬に通知する予定です。8月中旬になっても結果通知が届かない場合は、申請場所にお問い合わせください。
- 学部入学者・大学院入学者とも入学料免除が許可された場合は、家計の状況により入学料の全額又は一部が免除になります。
 - 学部入学者・大学院入学者とも入学料徴収猶予が許可された場合は、8月末日まで入学料納入が猶予されます。その場合、入学料は9月14日までに納めることになります。
 - 学部入学者・大学院入学者とも入学料免除が一部免除又は不許可、徴収猶予が不許可となった場合は、大学が指定する期日までに入学料を納めることになります。
 - 学部入学者・大学院入学者とも入学料免除・徴収猶予各申請者は、選考結果選考結果が決定するまで入学料の納付が猶予されます。選考結果が決定する前に入学料を納付した場合には、申請資格がなくなりますので注意してください。
- (2) 選考結果通知用に本人のあて先・所属等を記入した所定の封筒(84円切手貼付)を必ず提出してください。提出が無い場合は、通知できませんので注意してください。
- (3) 入学料免除申請は、許可される可能性が大変低いので、必ず納付の準備をしてください。